

(論文内容の要旨)

本論文は、いわゆる共和主義的憲法観に着目し、アメリカ合衆国建国期に起源するこの考え方を、その当時の文脈に立ち戻って考察しようとするものである。とりわけ、政治を利益集団間の取引のように解する多元主義と比較しながら、共通善の存否やその内容の捉え方、公私区分の可否や、政治主体の性質の理解の仕方などについて検討を行っている。

まず、第1篇では、多元主義と共和主義という本来対極にある2つの視座から、その祖型として位置付けられる「合衆国憲法の父」マディソンに焦点をあて、合衆国憲法制定と同時に進む国家創設の行為が、いかなる政治過程観に基づきなされたかについて明らかにしている。

合衆国憲法制定前、マディソンは、各邦における「民主主義のゆき過ぎ」と呼ばれる社会状況に直面して、当時妥当していた古典的な共和主義理論からの転換を図り、多数者の私益を反映する邦の法律から、いかにして少数者の権利を保障するかという課題に取り組んでいる。この「多数者の専制」の問題に対するマディソンの解決策として、通常参照されるのが、『ザ・フェデラリスト』第10編の「拡大した共和国」理論である。

しかし、この第10編は、国家の支配領域の拡大が党派の均衡抑制をもたらし、以て多数者の結合を防ぐという多元主義的側面と、領域の拡大後に構築される代表制が、少数者の理性による多数者の情念の抑制を可能にするという共和主義的側面を有している。本論文では、この二面性がマディソン解釈の混乱を生じさせたとの理解から、『ザ・フェデラリスト』以外の当時の彼の書簡や公文書、憲法制定会議での発言の解析を行い、彼の多元主義的側面は、主に宗教の領域において妥当し、共和主義的側面は、財産の領域において妥当することが明らかにされている。その上で、自然的な宗派の均衡抑制により保障が確保される信教上の権利に比して、財産権は政府介入が不可避の権利であり、しかも、当時の社会は、「人」の権利を志向する多数者が「財産」の権利を志向する少数者を脅かす状況にあったことから、マディソンは、後者の保障を至上命題とし、連邦議会における熟議を介して徳の政治を実現する政治過程を構想したのだとする解釈が示されている。

以上の検討から、本論文では、マディソンは、共和国において少数者の権利を多数者からいかにして保障するかという課題と取り組む中で、連邦の代表者による公益実現のモデルを構想していたのであり、彼の初期憲法思想が共和主義の視座から読み解き得るものであることを明らかにしている。そして、ここに現れる共和主義の理念こそが、「共和主義の再生」を説く現代アメリカの憲法学者が援用するマディソンの定理であると結論付けている。

つづく第2篇では、制憲期に代わる新たな政治秩序モデルの必要性に直面したとされる1800年の大統領選挙とマーベリ判決の時期を対象に、政治領域を代表するジェファソン大統領と法領域を代表するマーシャル連邦最高裁裁判官の憲法理論を検討している。

両者の理論には、第1篇で検討を行った古典的共和主義とマディソンの共和主義の対立の構造をみることも可能であるが、この時期に新たに現われた重要な差異として、過去の人民と現在の多数者の対抗関係を前に、理性と意思の関係をいかに捉えるかという視点が明らかにされている。

まず、ジェファソンの理論の要諦は、現に在る人民による自己統治の理念にある。彼の共和主義的側面である他者拘束の否定は、党派的なものからの拘束の否定であって、過去

の世代による現在の世代の拘束の否定である。これらの否定の基底には、自律した個人に対する彼の強い信頼があり、この人間観と進歩に対する信頼をもって、彼は「世代憲法」の構想を提唱したのであると分析している。

他方、人民の意思一元論を導くジェファソンのかかる立論に対するマーシャルの応答を、本論文は次のように的確に整理している。まず、憲法批准という人民の意思表示と大統領選挙という人民の意思表示をジェファソンは同質のものと見なしているが、両者には質的な差異のあることが指摘される。選挙の際と異なり、憲法批准時は理性と意思が統合をみる時点である。この理性と意思の統合により歴史性が獲得されるのであり、この歴史性の内にこそ、憲法を過去の産物とすることなく、過去から現在、更には将来へと引き継いでいく永続性が投影されるのである。さらに、マーシャルは、法が何であるかを語ることを裁判所の職責として位置づけることで、憲法批准時の合意の維持を裁判所に委ねている。換言すれば、裁判所は、その時々選挙民から正統性を得て活動する政治部門から、「われわれ人民」が憲法制定時に確立した価値を守る任を担うことになる。このように、成文憲法の中に永続化された人民の意見と、裁判所の意見を接続することにより、マーシャルは、裁判所は法を介して人民を「代表」していると説くことになる。一元的な代表理解に立つジェファソンは、非民主的機関である裁判所が、なぜ人民の名において語り得るのかという問いを鋭く突きつけたが、マーシャルは、連邦議会及び大統領による人民の代表と、裁判所による人民の代表とが、単一の空間に共存すると説くことで、人民主権と法の支配の連結を可能なものにしたのである。

最後に、第3篇として、前篇までにみた憲法秩序形成期の憲法理論が、現代アメリカの憲法理論にいかなる形で受け継がれているかについて若干の検討が行われている。

まず、マーシャルの理論を継ぐ憲法理論として、司法審査の「反多数決主義という難点」を価値二分論により解決しようとしたビッケルと、人民の二分論から導出される政治過程二分論により解決しようとしたアッカーマンについて概観されている。

次に、ジェファソンの意思一元論の系譜を継ぐ憲法理論として、現代のポピュリズム憲法理論の論者の中から、司法審査否定論を唱えるタシュネットと、司法の優位否定論を説くクレイマーの所論を概観し、その上で、両者の理論に共通する難点として、両理論は、人民を常に憲法の終局的解釈権者として捉えているが、自己規律を欠く可能性のある「人民」に、果たしてこの「権威」を認め得るのか、という点が指摘されている。

そして、かかる難点は人民の一元的理解に由来するとして、人民を二元的に理解するアッカーマンの理論に注目する。彼もまた「共和主義の再生」を説く論者の1人であるが、その二元的民主政論では、「通常政治」とは異なる「憲法政治」、すなわち主権的意思が引き起こされる「憲法政治」が観念されている。「憲法政治」においては、人民の行為を規律する意思決定手段を介して、憲法の終局的解釈権者としての「権威」を有する共和主義的な人民を創出し得ると考えられ、彼の理論は、ジェファソンの系譜に連なる憲法理論の難点に対する処方箋たり得るのではないかと、という積極的な評価が示されている。

以上の検討を踏まえて、本論文は、いわゆる「善き社会」の構想を一元的に政治領域に委ねるのみでは、民主主義ないし自己統治を重んじることにはならないのであり、かかる構想を有する視座への応答として、共和主義は、有意な視座たり得るのではないかと結論付けている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、いわゆる共和主義的憲法観に着目し、共通善の存否やその内容の捉え方、公私の区分の適否、そして政治主体の徳の問題などについて、アメリカ合衆国建国期に遡って、憲法思想史的な観点から綿密な検討を行うものであり、我が国のアメリカ憲法研究に新たな知見をもたらす優れた水準の業績であると評価できる。

本論文の第一の特長は、従来のアメリカ憲法研究が、合衆国最高裁判所の判例や法律雑誌に掲載された最近の論文を対象とする憲法解釈学的な研究に傾斜している中であって、憲法思想史の観点からアメリカ憲法理論の系譜を歴史的に考察しようと試みる本格的な研究であるという点に存する。そして、このような観点から、トマス・ジェファソンを始め、アメリカ政治史において重要な役割を果たしたにもかかわらず、これまで憲法学において必ずしも十分な考察の対象とされてこなかった人物の憲法観を積極的に取り上げ、アメリカ憲法理論の系譜を考える視野を広げた点が高く評価される。

第二の特長は、ポール・カーンの分析枠組等を用いて、憲法理論における民主主義と法の支配の緊張関係を、意思と理性のいずれによって憲法の正当性を基礎付けるかをめぐる対立であると解釈し、これがアメリカ憲法思想史を貫く2つの系譜であることを描きだそうと試みている点にある。とりわけ、本論文は、憲法思想史的な観点に立つことから、このような理論的対立の分析に時間軸を取り込むことが可能となり、憲法秩序の動態的な構造の中で、民主主義と法の支配あるいは意思と理性がどのような意義を果たすかを考察する可能性を明らかにするとともに、現在アメリカにおいて提唱されている二元的民主政論やポピュリズム憲法理論などをこの分析枠組みにおいて捉えようとする意欲的な試みである点において注目に値する。

そして、第三に、アメリカ憲法思想史における、このような2つの系譜を統合する鍵となる概念が「共和主義」であると位置付け、それを論証しようとする点に本論文の着想の独自性を見出すことができる。しかも、その論証に際して、合衆国憲法制定会議や権利章典を採択した連邦議会の審議の記録、あるいは関係者の書簡等の資料に当たり、着実に丹念な分析を行っている点も高く評価される。

もっとも、本論文の直接の検討対象が合衆国建国期と現代であるため、アメリカ憲法思想史の全貌を捉えるには至っておらず、また、歴史的事実の叙述が簡潔に抑えられていることから、現実の政治状況と憲法思想との関係を生き生きと描き切れていないという印象もぬぐえない。

しかし、岸野氏は、既に、リンカーンの憲法思想を始め、建国期と現代を結ぶ研究に着手しており、また、こうした着実な憲法思想史的研究が憲法と時間をめぐる問題に新たな展開をもたらす可能性にも十分期待することができる。

以上の理由により、本論文は、博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成21年2月24日に調査委員3名が論文の内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。